

瑞穂監第35号
令和8年3月25日

瑞穂市長
森和之様

瑞穂市議会議長
今木啓一郎様

瑞穂市教育長
服部照様

瑞穂市体育協会会長
松野守男様

瑞穂市監査委員 浅村孝司

瑞穂市監査委員 森清一

財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の実施

1 準拠基準

瑞穂市監査基準（令和6年瑞穂市監査委員告示第7号）

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査の対象

対象団体	瑞穂市体育協会
担当所管課	教育委員会生涯学習課

4 監査の着眼点

瑞穂市体育協会（以下、「体育協会」という。）にあっては、補助事業が補助目的に沿って効率的、効果的に実施されているか、また補助金に係る収支等の経理事務全般が関係法令等の諸規定に準拠して適正に処理されているかについて、一方、所管課にあっては、補助金の交付手続き並びに指導・監督等が適切に行われているかについて検証した。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、令和6年度の財政援助（補助金）に係る出納及び出納に関連した事務の執行について、あらかじめ担当所管課及び対象団体から提出を受けた資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証拠突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。なお、監査の実施において必要と認められた場合は、令和7年度及び令和5年度以前の財政援助についても対象とした。また、令和7年11月に糸貫川運動公園管理棟において実査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所 糸貫川運動公園管理棟

実施日程 令和7年10月27日から令和7年11月28日まで

7 体育協会の概要

体育協会は、糸貫川運動公園管理棟内に事務所を設けている。

規約によると、「広く市民にスポーツ、レクリエーション活動を普及、奨励し、体力の向上を目指すと共に、健康で明るい「まち」づくりの推進を図ること」を目的とし、目的を達成するために次の事業を行っている。

1. 各種スポーツ大会、講習会、スポーツ教室、地域スポーツ推進に関すること、その他のスポーツ・レクリエーションに関する事業の実

- 施及び援助。
2. 加盟団体の強化発展と相互の連絡協調を図ること。
 3. 競技力の向上を図ること。
 4. スポーツ少年団を育成すること。
 5. 関係機関との連携を図ること。
 6. その他目的達成のために必要な事業。

(1) 決算状況

体育協会の収支決算額の推移は、次のとおりである。

歳 入		単位：円	
科 目	令和 6 年度	令和 5 年度	
市補助金	13,300,000	13,300,000	
委託金	120,000	120,000	
登録金	611,700	608,400	
繰入金	594,377	370,049	
雑収入	112,289	164,628	
繰越金	2,286,202	3,117,151	
合 計	17,024,568	17,680,228	

歳 出		単位：円	
科 目	令和 6 年度	令和 5 年度	
事務局費	4,480,685	4,033,970	
賃金	2,160,000	2,247,462	
報酬	646,000	645,000	
旅費	116,587	105,154	
消耗品費	129,067	60,298	
印刷製本費	38,664	29,891	
慶弔費	0	0	
会議費	2,332	1,969	
通信費	208,064	184,972	
賃借料	138,600	138,600	
手数料	65,450	64,240	
法定福利費	24,971	26,760	
備品費	950,950	529,624	
事業費	9,954,142	9,060,056	
事業費	2,235,275	1,679,901	
育成費	3,980,000	3,980,000	
活動強化費	2,141,867	2,050,865	
選手派遣費	884,000	677,000	

激励金	70,000	50,000
地区・県負担金	341,800	355,400
傷害保険料	301,200	266,890
預り金	0	0
雑費	0	0
予備費	0	0
返納金	800,000	2,300,000
合 計	15,234,827	15,394,026

※歳入合計から歳出合計を控除した金額が次年度の繰越金として計上されている。

(2) 補助金の推移

市から体育協会への補助金は、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱の体育協会補助として支出されている。補助対象経費は、市民にスポーツ・レクリエーション活動を普及奨励するための事業に要する経費であり、補助金の上限額は、13,300,000円となっている。

補助金額の推移は、以下のとおりである。

単位：円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度※
体育協会補助金	13,300,000	13,300,000	13,300,000	13,300,000
合計	13,300,000	13,300,000	13,300,000	13,300,000

※令和7年10月末日現在

第2 監査の結果と意見

監査の対象に係る出納その他の事務の執行については、監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、以下のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。なお、事務処理上留意すべき事項等軽易なものについては、監査実施の際、監査委員からの口頭注意とした。

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	立 替 払 い に つ い て	立替払いについて、明文化された取り決めがないとのことであった。立替払いを行う理由を聞くと、事務員が1名しかおらず、事務等に手が回らないため、役員が立替払いで物品購入を行うとのことであった。	立替払いは不祥事等が発生する余地があり、リスクの高い会計事務である。人員不足問題もあり立替払いを完全に不可とすることができないのであれば、立替払いに関する要綱等を整備し、厳格に運用をしていただきたい。
		個人のクレジットカードやポイントカードの利用について、事務職員の負担軽減や値引きがされるのであれば個人のクレジットカードやポイントカードの利用を許可しているとのことであった。	資金の大半を補助金で運営している団体である以上、個人にポイントが付与される会計処理は適切であるとは言えない。個人が利益を得ているとみられる立替払いが行われぬよう徹底していただきたい。
2	繰 越 金 に つ い て	決算残高がすべて返納金にならない理由を聞いたところ、年度初めに行う事業や事務経費のために現金が必要であり、その分を繰越金とし、繰越金を除いた金額を返納金としているとのことであった。また、4月早々に補助金が入金されるのであれば繰越金の削減が可能とのことであった。	事務手続きに問題がある可能性があるため、体育協会・生涯学習課で協議を行い、補助金の申請や交付決定のどの部分に原因があり補助金の交付が遅くなっているかを洗い出し、事務の見直しを行っていただきたい。
3	備 品 予 算 に つ い て	備品の購入額が予算を大きく上回ることが常態化していることについて原因を聞いたと	補助金申請時の予算額の時点で変更前提の予算積算をしていると思われるため、補助金事業の支出の仕方として適切ではない。事業の予算によって備品の

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		ころ、優先すべき事業があり、備品に当初予算を配分できないとのことであった。	予算が圧迫されているのであれば場合によっては事業計画を見直す必要もあると思われる。少なくとも申請時と大きく異なる予算の支出となる際は補助金申請の担当課である生涯学習課と協議を行い、経緯を文書に残し、適切な支出となるよう心掛けていただきたい。
4	事務職員について	事務処理等に遅れが生じていたため事務職員を増やす意向はあるか確認したところ、アルバイトを募集しているがなかなか人が来ない。また、正職員を増やすには予算が不足しており、活動規模を縮小しないためにも予算の増額をしてもらいたいとのことであった。	スポーツを普及奨励するための事業を行うために市は補助金を交付しているが、体育協会の運営に困難が生じるほどの業務が発生すべきではないと考える。現状、事務処理に困難が生じているのであれば事業数の調整を視野に入れていただきたい。また、補助金が増額されれば事務職員を追加で雇用できることであったが、単純に補助金を増額すれば解決するものではないと考える。他市の類似団体と補助金の額・イベントの数や規模・運営体制等を比較し、適切な規模で運営をしていただきたい。
5	請求書類について	支払関係書類を確認したところ、請求書を受領せずに支払いをしているケースがあった。経緯を確認すると、取引業者から見て体育協会の信用が足りないため、先払いでしか物品を購入できなかったとのことであった。また、納品書の有無も定かではないとのことである。	先払いかつ請求書がない状態での支払いは、品物が納品されない可能性があるなどリスクのある取引である。補助金を取り扱っていることを念頭に置き、リスクを最小限に抑えるため、納品を確認してから支払いをするという取引を心掛けていただきたい。また、取引が完了した証明となるものが残るようにしていただきたい。
6	体育協会規約について	レクリエーション協会が体育協会から独立後も体育協会の規約にレクリエーションの文言が残っている理由を確認したところ、現在も体育協会にレクリエーション団体が加盟しているため文言を残しており、体育協会は競技スポーツだけでなく、レクリエーション	体育協会、レクリエーション協会それぞれについて補助金交付要綱が整備され、要綱に従い補助金が交付される。一部のレクリエーション団体では競技性があり、大会等も開催されるため体育協会からの支援が必要な団体であるとの判断から体育協会の規約に文言を残してあるとのことだが、両団体から同じ趣旨の補助がされていないかなどを注意して運用していただきたい。

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		種目も含めた生涯スポーツを普及振興、支援する団体であるとのことであった。	
7	物 品 等 の 整 理 に つ い て	<p>現地確認の際、事務室及び会議室に物品が積み上げられている状態が散見され、物であふれている印象を受けた。また、不用品の有無を確認すると、廃棄すべき物品等も廃棄できずにいるとのことであった。</p> <p>備品やスポーツ団体への貸出物品について、備品管理台帳や貸出簿等を備えていないとのことであった。</p>	<p>早急に物品を整理し、廃棄等の処理を進めていただきたい。また、物品の保管場所が足りないように見受けられたため、物品の整理後、棚等の整備を検討していただきたい。</p> <p>備品については購入や廃棄の履歴、所在等を記載した備品台帳を作成し、貸出物品については貸出先や貸出期間等を記載した貸出簿を作成して、誰が見ても物品がどこにあるか分かるよう管理すべきである。</p>
8	議 事 録 に つ い て	役員会及び総会の議事録の存在について確認したところ、議事録は作成していないとのことであった。	<p>体育協会規約第24条に「すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名捺印の上これを保管する。」とあるにもかかわらず議事録を作成していないのは問題である。会議を開催した際は議事録を作成し、容易に閲覧できるようにすべきである。</p>
9	管 理 棟 委 託 金 の 支 払 い に つ い て	糸貫川運動公園管理棟の管理委託金が2か月分まとめて支払われていた月があった。理由を確認したところ、体育協会から管理委託の請求書が生涯学習課へ提出されたのが同日だったためであるとのことであった。また、管理委託金を一括で支払うことはできないか確認したところ、後払いであれば対応できることがあるとのことであった。	<p>事務手続き見直しの余地はあるようだが、管理委託金の支払いは基本的に後払いとなるため、体育協会と生涯学習課で協議を行い、事務効率が最良となる方法により処理していただきたい。</p>
10	決 裁 書 類 に つ	生涯学習課にある体育協会関連の決裁文書	<p>決裁文書の添付書類に確認事項が発見された場合は決裁前に確認すべきで</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
	いて	を確認したところ、決裁後に確認との注意書きがあるものや鉛筆による修正が行われたものなど、不適切な箇所がいくつか見られた。	あり、また、修正可能な筆記用具での書き込みや修正は行うべきではない。その他、決裁文書として疑義が生じるような操作を行わず、適正な文書作成を心掛けるべきである。

以上